



## 一時所得～法人負担の保険料は控除できないと判断！！

### ～最高裁で所得税法34条2項の趣旨・目的解釈～

満期保険金に係る一時所得の金額を計算する場合、法人が負担し損金経理した支払保険料は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否かについて、下級審では判断が分かれていましたが、今年、最高裁で該当しないと判断が相次いで下されました。今回は、その一つをご紹介します。（平成24年1月13日最高裁・破棄自判・TAINSコード Z888-1625）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

#### <事案の概要>

A社等は、生命保険会社との間で、被保険者を被上告人ら又はその親族、保険期間を3年又は5年、被保険者が満期前に死亡した場合の死亡保険金の受取人をA社等、被保険者が満期日まで生存した場合の満期保険金の受取人を被上告人らとする複数の養老保険契約を締結しました。A社等では、各契約に基づき、その支払保険料を支払い、うち2分の1の部分は、被上告人らに対する貸付金として経理処理し、その余の部分は、支払保険料として損金経理しました。そして、満期日に、被上告人らは、満期保険金を受け取りました。

本件は、被上告人らが、満期保険金に係る一時所得の計算上、支払保険料の全額が、所法34条2項の「その収入を得るために支出した金額」に当たるとして所得税の確定申告をしたところ、各所轄税務署長が、支払保険料のうちA社等の損金経理部分は該当しないと各更正処分等を行ったため争われた事案です。

#### <裁判所の判断>

原審（平成21年7月29日福岡高裁・Z888-1456）は、所法34条2項の文言だけからは、同項にいう「その収入を得るために支出した金額」として控除できるのが所得者本人の負担した金額に限られるか否かは明らかでなく、所令183条2項2号本文及び所基通34-4の定めからすると、A社等の損金経理部分も「その収入を得るために支出した金額」に当たるとして、被上告人らの請求をすべて認容しました。

これに対して、最高裁では、次のとおり判断し原審を覆して、原判決を破棄しました（納税者逆転敗訴）。

- ① 所得税法は、所得を10種類に分類し、その計算方法を定めているところ、これらの計算方法は、個人の収入のうちその者の担税力を増加させる利得に当たる部分を所得とする趣旨に出たものと解される。
- ② 所法34条2項もまた、一時所得に係る収入を得た個人の担税力に応じた課税を図る趣旨のものであり、同項が「その収入を得るために支出した金額」を一時所得の金額の計算上控除としたのは、一時所得に係る収入のうちこのような支出額に相当する部分が個人の担税力を増加させるものではないことを考慮したものとして解されるから、ここにいう「支出した金額」とは、一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものといえる金額をいうと解するのが上記の趣旨にかなうものである。また、同項の「その収入を得るために支出した金額」という文言も、収入を得る主体と支出する主体が同一であることを前提としたものというべきである。
- ③ したがって、「その収入を得るために支出した金額」に該当するためには、それが当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものといえる場合でなければならないと解するのが相当である。
- ④ 支払保険料のうち貸付金経理部分は、被上告人らがA社等からの貸付金を原資として当該部分に相当する保険料を支払った場合と異なるところがなく、被上告人らが当該部分に相当する保険料を自ら負担して支出したものといえるのに対し、損金経理部分は、このように解すべき事情があるとはいえず、その部分についてまで被上告人らが保険料を自ら負担して支出したものとはいえない。したがって、損金経理部分は、「その収入を得るために支出した金額」に当たるとはいえず、これを保険金に係る一時所得の金額の計算において控除することはできない。……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判29頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。